

鳥取県除雪機械運転手育成支援事業(間接補助)の事務手続きについて

1. 交付申請提出 (各事務所長等が別に定める日まで)

○交付申請は、下記提出先に郵送又は持参してください。

2. 交付決定通知到着 (交付申請から原則30日以内)

3. 事業開始

※この補助金(交付金)においては、着手届の提出は必要ありません。

【事業を変更・中止・廃止したい場合】

事業を変更・中止・廃止する場合には県の承認が必要です。

変更・中止・廃止申請書を下記提出先まで郵送又は持参してください。

4. 事業完了

※事業の完了とは：間接補助金支払日をいいます。

※この補助金(交付金)においては、完了届の提出は必要ありません。

【事業が年度内に終わらない場合】

県の承認が必要です。変更・中止・廃止申請書を下記提出先まで郵送又は持参してください。

5. 実績報告書提出 (完了・廃止・中止から30日以内)

○実績報告は、各事務所へ郵送又は持参してください。

◎補助金の支払い

・実績報告を受けて額の確定を行った後に支払います。

資料提出・問い合わせ先

県土整備部部・道路企画課

鳥取県東町一丁目220

0857 - 26 - 7356 dourokikaku@pref.tottori.jp